

栃木県環境マネジメントシステム外部評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県環境マネジメントシステム外部評価委員会設置要綱に定めるもののほか、栃木県環境管理マニュアルに規定する外部評価の実施に関し、必要な事項を定める。

(委員の権限)

第2条 外部評価委員（以下「委員」という。）は、評価に必要な範囲で、全庁環境管理責任者（環境森林部長）及び第4条第2号の規定により現地調査の対象となった所属の長（以下「全庁環境管理責任者等」という。）に対し、関係資料の提出や事実の説明等を求めることができる。

2 委員は、全庁環境管理責任者等から提出された資料等に基づき、専門的かつ客観的な見地から分析及び評価を行うものとする。

3 委員は、全庁環境管理責任者等から提出された資料等又は現地調査の結果に基づき、必要に応じて、EMSの改善に資する提案及びその他EMSの推進に関する助言を行うことができる。

(委員の遵守事項)

第3条 委員は、客観的事実に基づいて評価を行い、判断及び意見の表明に当たって、常に公平かつ普遍の態度を保持しなければならない。

2 委員は、外部評価の過程で知り得た秘密にすべき情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(外部評価の方法)

第4条 外部評価は、次の方法により行う。

(1) 書類審査

ア 全庁環境管理責任者（環境森林部長）は、EMS全体の取組状況について書面にし、外部評価委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

(2) 現地調査

ア 委員会は、全庁環境管理責任者（環境森林部長）と調整のうえ、現地調査の対象となる所属を選定する。

イ 全庁環境管理責任者（環境森林部長）は、現地調査の対象となった所属に対し、その旨を通知する。

ウ 委員は、各々現地調査を実施し、その結果を委員長に提出する。

(3) 評価結果のまとめ

ア 委員会は、各委員が行った現地調査の結果及び書類審査の結果からEMSに対する評価を取りまとめる。

イ EMSについて改善の必要があると判断した場合は、改善提案として取りまとめる。

(評価結果の報告)

第5条 委員会は、評価結果を環境管理統括者（知事）に書面にて報告する。

(評価結果の周知)

第6条 EMS事務局（地球温暖化対策課）は、評価結果を、庁内LAN等により全職員に周知する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。